NO. 1 8 7 7 2020 - 5 -11 备週月曜日発行

2020年 5 月 11日 (月)

三次民主商工会 発行 ·日市東3-10-1 /ww41.tiki.ne.jp/miyosimi

## ◎広島県・感染拡大防止協力支援金

### 【提出資料】

- ①申請書 ②誓約書 ※両方とも民商に書類があります。
- ③営業活動を行っていることがわかる書類 (直近の確定申告書及び直近の帳簿など、売上が分かるもの)
- ④業種に係る営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類 (飲食店営業許可、古物商許可、酒類販売業免許等)
- ⑤本人確認書類(運転免許証、パスポート等、〈法人は代表者のもの〉)
- ⑥休業等が状況がわかる書類
  - 例:休業を告知するホームページ、店頭ポスター(共に写真で可)、チラシ、DM ※休業する事務所などの名称や状況(休業時間を告知するビラ)がわかるように。
- ⑦通帳のコピー (表紙をめくった次のページの写し)
- ⑧雇用者がいる場合

確認書類:雇用契約書、労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、シフト表等

### ※注意点

- 申請者と営業許可証の名前が違う場合は、理由書が必要となります。
- ・イートイン店舗を休業した場合はテイクアウト等をしても休業とみなされます。 ただし、テイクアウトや宅配専門店は対象外です。
- ・施設を運営していないフリーランスが休業した場合は対象となりません。
- ・営業短縮で8時まで営業し、その後テイクアウトしても支給の対象となります。

# こんな時だからこそ、助け合って乗り切るう!

○新型コロナウイルス感染症により手作 る人が増えています。それでミシンの点検を無料でし

ミシンの不具合等でお困りの方はお気軽にお電話く ださい。簡単な修理は無料です。



有限会社 吉田ブラザー 安芸高田市吉田町吉田891~1 TEL . FAX 0826-42-22

### 6月1日(月) 申請期限。

民商で提出することもできます。 メール提出の場合

syoshienkin@pref.hiroshima.jp

### 吉田税務署から書類の提出について

『消費税等申告書付表を5月13日 までに提出を』と書類が送られて来 ていますが、申告書は有効で、あく までお願いです。罰則があるわけで はありませんので、毅然と対応しま しょう。

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

## ◎三次市・中小企業経営持続支援事業補助金

### 【概要】

新型コロナウイルス感染症により、事業経営に影響を受けている中小企業の経営持続に向けて、新型コロナウイルス感染症防止対策や情勢に応じた新たな取り組み等に対する経費の一部を助成。

### 【補助対象者】

三次市内の中小業者

### 【補助対象経費】

- 感染防止対策
  - 〈消毒液・マスク・空気清浄機・換気扇・飛沫防止板などの購入・設置経費〉
- 営業形態転換・拡大 〈テイクアウト・デリバリー・ネット通販などを開始するための容器や 備品・設備などの購入に係る経費〉
- 販路開拓・拡大 〈新業態の取り組みに必要な営業許可などの取得経費, YouTubeなどへアップロード するための動画作成にかかる経費、新たな商品開発等に係る経費〉
- 宣伝広告 〈ホームページ、チラシなどの作成や新聞折込などに係る経費〉

### 【補助対象事業期間】

令和2年4月1日(水)~9月30日(水)

### 【補助金額】

対象経費の4分の3以内 上限30万円 (補助対象経費にか係る消費税は除く)

### 【申請期限】

令和2年6月30日(火)

### 【申請方法】

以下の書類を商工観光課商工労働係へ提出

- ①交付申請書
- ②事業計画書
- ③事業収支予算書
- ④見積書又は請求書の写し (明細がわかるもの)
- ⑤その他、市長は必要と認める書類

